

ISSUE BRIEF

竹島領有権問題の経緯【第3版】

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 701 (2011. 2. 22.)

I 前史

- 1 朝鮮古文献中の于山島
- 2 徳川幕府による開発許可
- 3 幕府の鬱陵島への渡海禁止
- 4 「竹島一件」
- 5 元禄以降明治までの状況
- 6 島名の混乱
- 7 朝鮮国交際始末内探書 (1870 年)
- 8 竹島外一島地籍編纂之件 (1877 年)
- 9 光武 4 年勅令第 41 号 (1900 年)
- 10 日本による領土編入 (1905 年)
- 11 鬱島郡守沈興澤の報告書 (1906 年)

- 12 韓国併合 (1910 年)
 - 13 第二次世界大戦
 - 14 SCAPIN-677 号/1033 号
 - 15 米・英による平和条約作成
 - 16 韓国政府の条約案修正要求と米国による拒否
 - 17 サンフランシスコ平和条約
- ### II 領土問題の発生
- 1 李承晩ライン
 - 2 日韓間の応酬
 - 3 日韓国交正常化
 - 4 現在の状況

竹島には、17 世紀に日本人の活動実績がある。日本は、1905 年にこの島を正式に島根県に編入した。戦後の占領期に日本の行政権行使が停止されたが、平和条約の成立過程で日本領であることが確認されている。1952 年に韓国がいわゆる李ラインの中に取り込み、日韓両国間で島の帰属をめぐる紛争が発生した。韓国は、1954 年ころから武装要員を常駐させて島を事実上占拠している。

韓国では、今日竹島を独島と呼ぶが、15 世紀以来の韓国古文献に登場する于山島が竹島のことであるとか、1900 年の勅令には石島という名称で鬱陵島の行政区域内にある旨規定されていると主張する。また、日本政府が 1877 年に竹島を日本の領土でないと決定したという主張も行われる。

この資料は、以上のような竹島問題の経緯を年代順に 21 項目に分け、説明を加える。

調査及び立法考査局

つかもと たかし
(塚本 孝)

調査と情報

第 701 号

I 前史

1 朝鮮古文献中の于山島

韓国では現在竹島のことを独島と称する。しかし、古くは于山島と称したとし、15世紀以来の史書や地理書に記録があると主張している。『世宗実録地理志』(15世紀)に「于山、武陵の二島は〔江原道蔚珍〕県の正東の海中に在る。…」(原文は漢文、以下同じ)とある于山、『新增東国輿地勝覧』(16世紀)に「于山島 鬱陵島。武陵、羽陵とも云う。二島は県の正東の海中に在る。…」とある于山島、同書中の「八道総図」「江原道」(地図)に描かれた于山島などである¹。

しかし、この于山島が竹島であるかどうかについては疑問がある。上記『新增東国輿地勝覧』の記事も、続いて「…一説に、于山、鬱陵、本一島」と記している。また、竹島は岩礁島で草木を生ぜず水もないが、『太宗大王実録』(15世紀)には、金麟雨(人名)が太宗17年2月(1417年)に于山島から帰還し、土産の大竹・水牛皮・生苧等を献上した、その島の人口は約15戸86人云々とある²。さらに『新增東国輿地勝覧』の地図は、于山島を朝鮮半島と鬱陵島の間に描いていて位置関係が竹島と符合しない。

他方、『三国史記』(12世紀)には、鬱陵島に「于山国」があり新羅に帰服したという記事がある³。朝鮮古文献中の于山島は、鬱陵島=于山国を伝承の混乱から鬱陵島と別に于山島が存在するように記述したもの(描いたもの)である可能性が高い⁴。

2 徳川幕府による開発許可

日本海にある鬱陵島は、新羅への帰服(上記1)以来朝鮮領であったが、久しく無人島となっていた。他方、我が国では16世紀以来同島を「磯竹島」「竹島」と呼んでいた。この“竹島”(鬱陵島)について徳川幕府は、17世紀前半に米子の大谷、村川両家に対し渡海許可を与えた⁵。両家は交替で毎年一回“竹島”へ渡航し、竹木の伐採、アシカ漁業、アワビの採取等を行った(アワビは歳々江戸城に献上された)。今日の竹島は、当時は松島と呼ばれた。この島は米子から隠岐経由“竹島”(鬱陵島)へ行く途中にあったため、当初は航路の目標として、後には漁場としても利用された。松島(今日の竹島)については“竹島”の場

¹ 日韓両国政府の見解について、塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解(資料)」『レファレンス』617号、2002.6, pp.49-70.参照。最新の両国政府の見解は、外務省ホームページのパンフレット「竹島—竹島問題を理解するための10のポイント」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf>; 韓国の駐日大使館ホームページの“政務関係のご案内”<<http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/languages/as/jpn-tokyo/state/state/index.jsp>> にリンクのある「獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」へ。

『世宗実録地理志』の于山島の記事(巻153, 11丁)は、[韓国]國史編纂委員會『朝鮮王朝實録 5巻』ソウル: 東國文化社, 1956, p.680。『新增東国輿地勝覧』の于山島の記事(巻45, 26丁)は、東國文化社刊の影印本(1958), p.814。

² 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院, 1966(復刻1996); 田川孝三「竹島領有に関する歴史的考察」『東洋文庫書報』20号, 1988, pp.6-52。(1960年執筆)参照。『太宗大王実録』の金麟雨の記事(巻33, 8丁)は、國史編纂委員會『朝鮮王朝實録 2巻』東國文化社, 1955, p.146。

³ 『三国史記』の于山国の記事(智証王13年(512年)の条、新羅本記第四)は、例えば学習院大学東洋文化研究所刊の影印本(1986), p.32。なお、韓国では一部にこの三国史記の記述を基に6世紀以来竹島が韓国領であったという議論が行われるが、三国史記は于山国を鬱陵島の別名としており(于山国在溟州正東海島或名鬱陵島地方一百里)、今日の竹島に関する記述はない。

⁴ 18世紀以降の韓国地図には「于山」を鬱陵島の東側に描くものもあるが、これについては、本稿I-4【補記】へ。

⁵ 渡海許可の時期は、従来、大谷家の記録により元和4(1618)年と考えられてきたが、近年、元和8年以降であろうとする研究(内藤正中『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』多賀出版, 2000, p.130)、寛永2(1625)年とする研究(池内敏「竹島渡海と鳥取藩一元禄竹島一件考・序説」『鳥取地域史研究』1号, 1999, pp.31-47.)が発表されている。

合のような渡海許可の公文書は残っていない（恐らく出されなかった）が、大谷家の記録によれば同島についても幕府の許可を得てアシカ漁等を行った⁶。

3 幕府の鬱陵島への渡海禁止

大谷、村川両家による鬱陵島（当時の竹島）開発は数十年間平穏に続けられたが、元禄5年3月（1692年5月）、鬱陵島で初めて朝鮮人に出会った⁷。翌年にはアワビ採取等ができなかった証拠として朝鮮人二名を連れ帰るといった事件が起きた。この朝鮮人安龍福ほか一名は、対馬経由で送還された。これを契機として対馬の宗氏が窓口になり鬱陵島の領有権をめぐる日朝交渉が行われた。幕府は、最終的に元禄9年正月28日（1696年3月1日）付けで大谷、村川家の“竹島”（鬱陵島）渡海を禁止した。ただし、幕府はこの間鳥取藩から松島（今日の竹島）についても報告を受けていたが、この指令では同島のことは何ら触れられていない。また日朝間で今日の竹島が領有権交渉の対象となった記録はない。

4 「竹島一件」

元禄6（1693）年に日本に連れ帰られた安龍福は、元禄9年5月（1696年6月）隠岐に現れ、その後赤崎（鳥取県）に到着して何事か訴訟に及んだ。鳥取藩は、朝鮮人の来訪を幕府に報告する一方、事情聴取を試みたが言語の問題もあり要領をえなかった。幕府は、対馬宗氏と協議の結果、「帰国するよう申し含めて追い返す」よう指令し、同年8月（同9月）安龍福らは帰帆した。この事件は「竹島一件」と呼ばれる。

当時朝鮮も鎖国であったため、安龍福は国外へ渡航した廉で逮捕され処罰された。『肅宗実録』に取調べの概要が採録されている。それによれば、安龍福は、「鬱陵島へ赴いたところ日本人が多数いたので越境をとがめた。日本人は、本来松島に住んでいるがたまたま鬱陵島へ来たと言ったので、松島はすなわち于山でありこれまた我が国の領土である、汝取えてそこに住むか、と叱責した。翌日松島へ行き、日本人がいたのでその釜を杖で割り、追跡して玉岐（隠岐）へ行き、談判した云々」と供述したとされる。

今日韓国側は、この『肅宗実録』の記述をもとに、安龍福は于山＝松島＝（今日の）竹島が朝鮮領であることを告げて同島水域を日本人が侵犯しないように守った、と主張している。これに対し日本側は、元禄9年正月に鬱陵島渡海禁止の指令が出されており（上記3）、安龍福が来た同年5月には日本人は渡航していない、したがって同人の供述は事実と反する（鎖国の禁を破った言い逃れである）、として記録としての価値を否定している。

安龍福は、いずれにせよ朝鮮政府を代表して来訪したわけではなく、同人の言動の評価には限界がある。この点につき同じ『肅宗実録』に、宗氏の役人が「昨年貴国人が訴訟に及んだが政府の命によるのか」と問い糺したのに対し、朝鮮側は「もし弁ずべきことがあれば訳官を江戸へ送る。浦民を送ることはない。“漂風愚民”の行為については政府の知るところではない」旨答えることにしたという記録がある⁸。

⁶ 正式に許可されたのは寛文元（1661）年ころと考証されている。川上 前掲書, pp.73-83.

⁷ 以下3及び4につき、川上 前掲書のほか、塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図 上下」『レファレンス』411号, 1985.4, pp.75-90; 412号, 1985.5, pp.95-105. 参照。原資料として『磯竹島事略』及び『竹嶋紀事』があり、〔島根県〕竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究最終報告書（資料編）』2007.に内田文恵氏ほかによる翻刻が収録されている（http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/takeshima04c.html）。また、別の視点からの研究として、池内敏「第三部 元禄竹島一件考」『大君外交と「武威」—近世日本の国際秩序と朝鮮観』名古屋大学出版会, 2006, pp.243-322; 朴炳涉『安龍福事件に対する検証』韓国海洋水産開発院, 2007. 参照。

⁸ 『肅宗実録』の安龍福の記事（巻30, 53～54丁）は、國史編纂委員会『朝鮮王朝實録 39巻』東國文化社, 1957, pp.432-433. 同じく“漂風愚民”の記事（巻31, 10～11丁）は、同書, pp.449-450. このことは、朝鮮政府から日本側に渡

なお、安龍福は元禄6年に日本へ連れ帰られているが（前記3）、『因府歴年大雑集』によれば⁹、同人を連れ帰った船は松島（今日の竹島）に立ち寄っている。また同人は米子の大谷方に逗留している。後に同人が「松島はすなわち于山である」と述べたのは、この時の体験に鬱陵島・于山島があるという朝鮮における伝承を当てはめた結果であると考えられる。すなわち、朝鮮古文献にみえる于山（島）はその実は鬱陵島にあった于山（国）に由来する観念上の存在であったが（前記1）、安龍福は今日の竹島を実見し、その名称（松島）も聞き、鬱陵島以外に島があるとすれば于山島であると考えたものと思われる。しかし、同人が松島＝于山という認識をもったとしても、それゆえに彼以前の、古文献中の于山島が今日の竹島であるということにはならない¹⁰。

【補記】17世紀末に起きたこの日朝紛争以降、朝鮮政府は、数年に一度鬱陵島を巡検することとした。この結果、鬱陵島に対する知識が増進し、18世紀以降の朝鮮古地図では鬱陵島の東側に于山島を描くようになる。しかし、于山島に竹が生えていると記すもの、鬱陵島のごく近くに于山島を描きその距離を目盛で示すものがあることから¹¹、この于山島は、竹島（独島）ではなく鬱陵島の東沖合2キロメートルにある竹嶼（現在の韓国名「竹島」）を指すことがわかる。すなわち、鬱陵島への巡検の結果近傍に竹嶼があることを認識し、それを朝鮮古来の知識である于山島に当てはめたものである。竹嶼を于山島として描く地図は、1899年の韓国政府発行の地図（『大韓全図』学部編輯局刊¹²）まで続いている。

5 元禄以降明治までの状況

鬱陵島への渡航が禁止された結果、松島（今日の竹島）への渡航も事実上行われなくなった。それは、松島には同島のみを対象として外洋船を運行する経済的価値がなかったからである。他方、朝鮮側においても、鬱陵島については巡検したが、今日の竹島に赴いた記録はない。

天保年間（1836年頃）に浜田の今津屋八右衛門という回船業者が「異国之属島」（“竹島”＝鬱陵島）へ渡航し立木を伐採持ち帰った廉で捕らえられ処刑される事件が起こった。この事件の裁判記録中に「最寄松島江渡海之名目を以、竹島江渡り」云々とある¹³。これは、“竹島”（鬱陵島）との対比において、松島（今日の竹島）が本邦に属するとの認識が行われていた一つの証拠となる。

6 島名の混乱

同じく天保年間に当たる1840年にPh. F. v. シーボルトが欧州で出版した日本地図は、隠岐の沖合の日本海に二島を描き、隠岐に近い島に「Matsusima I. Dagelet」（松島 ダジュレ

された公文においても、「昨年漂流した者のことですが、海辺の人は舟を稼業とし烈風に遭えば波浪に洗われ越境し貴国に至ります…その者が書を呈したことは妄作の罪があります」云々として述べられている。竹島問題研究会 同上、p.22（『磯竹島事略 坤』）及びp.213（『竹嶋記事 五巻』）。注7のURLへ。

⁹ 『因府歴年大雑集』元禄6年7月24日の条。竹島問題研究会 同上に収録。注7のURLへ。

¹⁰ 18世紀以降の韓国文献には、于山は即ち日本のいわゆる松島であるといった記述が登場する（『東国文献備考』、『萬機要覽』など）。これも、肅宗実録（安の供述）によるものであり、これらの文献の記述ゆえにそれ以前の古文献の于山が竹島のことであったか、于山国に新羅の時代から竹島が含まれていたといったこと（前掲注3）にはならない。

¹¹ 「竹島領有権 韓国主張覆す古地図 ソウル大所蔵 米研究者3枚紹介」『山陰中央新報』2007.2.22.参照。この記事は、ゲーリー・ビーバーズ氏の調査に係る地図に関するものである。

¹² 玄采『大韓地誌』廣文社、1901（光武3（1899）年12月25日跋）に折図として収録されている。

¹³ 判決文の写本は、国立国会図書館所蔵の旧幕府引継書（奉行所文書を明治政府が引き継いだ資料）中、『無宿狩込一件』巻一。刊本は、神宮司序編『古事類苑—外交部』1903、pp.787-788。（復刻：吉川弘文館、1969）；森須和男『八右衛門とその時代—今津屋八右衛門の竹嶋一件と近世海運』浜田市教育委員会、2002.参照。

島)、遠い方の島に「Takasima I. Argonaute」(竹島 アーゴノート島)と記していた¹⁴。ダジュレ島、アーゴノート島はいずれも鬱陵島のことであったが、18世紀に日本海を探検した仏、英の“発見者”が位置を計測し誤ったために、西洋の地図では二島に描かれていた。今日の竹島が西洋人に“発見”されて「Liancourt」(リアンクール)と名付けられるのは1849年であり、このときはまだ西洋の地図になかった。シーボルトは、日本滞在中に得た竹島(鬱陵島)、松島(今日の竹島)に関する知識と両者を描いた日本の地図を参考にして、西洋の地図にあるダジュレ島とアーゴノート島が松島、竹島であると考えたわけである。しかし、アーゴノート島は、その後、存在しない島として地図上から姿を消す。その結果西洋の地図ではアーゴノートとともに竹島の名が消え、ダジュレ=松島、すなわち鬱陵島が松島と呼ばれるようになる。幕末から明治にかけて、こうした西洋の地図が流入したため、竹島、松島の名称は大いに混乱した。

7 朝鮮国交際始末内探書(1870年)

明治維新後朝鮮に出張した外務省出仕佐田伯茅らの報告書である「朝鮮国交際始末内探書」(明治3年4月)に「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」と題する一項がある。ただし、本文は、「此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之」「竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候処当時ハ以前ノ如ク無人ト相成」云々とあるのみで、“竹島松島が朝鮮附属になった始末”は書かれていない。しかし、韓国側にはこの表題に着目して、松島すなわち今日の竹島が元禄の日朝交渉ないし「竹島一件」(前記3, 4)の結果“竹島”(鬱陵島)とともに朝鮮領であることが確認された証拠である、とする見解もある。この表題は、他の事項との対比から佐田らにあらかじめ与えられた調査事項の一つであると推測されるが、外務省が起案し太政官の決裁を受けた「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」にはそのような調査事項名がなく、委細不明である¹⁵。

8 竹島外一島地籍編纂之件(1877年)

明治9年10月内務省地理寮の係官が島根県を巡回した際、旧藩時代の竹島渡海についての情報に接し、島根県地籍編製係に詳細を照会した。島根県令(代理)はこれをうけて大谷家の記録等に基づき「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を内務卿あてに提出した。

この島根県の伺でいう“竹島”は鬱陵島のことであり“ほか一島”は同じく江戸時代に渡海した松島すなわち今日の竹島のことである。島根県が両島を地籍に編入する方向で指示を仰いだのは、“竹島”について、現地(大谷家)では元禄9年の渡海禁止(前記3)を、朝鮮から“竹島”(鬱陵島)の日本領であることを認める証文を取り付けた上での措置であったと認識していたこと(『竹島渡海由来記抜書控』)によると考えられ¹⁶、“ほか一島”については、“竹島”について地籍を編製するなら松島も忘れてはならないというような考えであったと思われる。

島根県からの「伺」を受けて、内務省は、翌明治10(1877)年2月、元禄年間の日朝交渉の記録に基づき、「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出取調候処該島之儀ハ…本邦関係無之相聞候得共版図之取捨ハ重大之事件ニ付別紙書類相添為念此段相伺候也」として太政

¹⁴ この項につき、川上 前掲書、pp.9-50.参照。

¹⁵ 「朝鮮国交際始末内探書」は、外務省調査部『大日本外交文書』3巻、日本国際協会、1938、pp.131-138。(復刻：日本外交文書頒布会、1955)。「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」は、同書、2巻、第3冊、pp.265-268。

¹⁶ 『竹島渡海由来記抜書控』は、大谷文子『大谷家古文書』大谷文子、1984。鳥取県立博物館所蔵の異本が注7の報告書資料編に収録されている。

官（右大臣）に伺いをたてた。これに対し太政官は、同年3月29日付けで、内務省案のとおり、「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」と指示した¹⁷。

以上要するに、島根県は“竹島”（鬱陵島）について内務省から照会を受け、県としては地籍を編製する方向で「竹島外一島」（外一島は松島）の地籍編纂方向を提出し、内務省は“竹島”（鬱陵島）をめぐる元禄の記録に基づいて「竹島は本邦無関係」であると考え、太政官は「竹島外一島」が本邦無関係と指示した。この結果、元禄の日朝交渉で松島が話題になったことはなく（前記3）、内務省が検討し太政官への伺いに別紙として添付した元禄の日朝交渉関係文書ももっぱら“竹島”（鬱陵島）に関するものであったにもかかわらず、松島もまた「本邦無関係」とされることになったのである。ただし、この松島は、島根県の伺では江戸時代の松島すなわち今日の竹島を指していたが、明治初年には西洋起源の地図・海図により鬱陵島が松島と呼ばれていたため（前記6）、中央（内務省、太政官）においては竹島、松島ともに鬱陵島のことであるとの認識が行われた可能性もある¹⁸。

9 光武4年勅令第41号（1900年）

大韓帝国（朝鮮は1897年10月12日国号を大韓帝国と改めた。）の勅令第41号「鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正する件」（光武4年10月25日）第2条に「郡庁位置は台霞洞に定め区域は鬱島全島と竹島石島を管轄する事」とある¹⁹。韓国では、この「石島」が独島すなわち竹島であるとし、この勅令で竹島が行政区域上鬱島郡管轄下に置かれたとの主張が行われる（勅令にある「竹島」は鬱陵島沖合にある別の島—竹嶼（前記4補記）である。「石島」が独島であるとする根拠は、石（いし）のことを朝鮮語でトル、方言ではトクということ、すなわち、鬱陵島住民の間でいつしか竹島のことをトク島と呼ぶようになり、これに漢字を当てて石島とし、また独島とも書くようになった、という主張のようである²⁰。

石島は、この勅令にだけ出てくる島名であるので、勅令の石島が必ず竹島のことであるというためには、今少し証明が必要であると思われる。また、仮に勅令にある石島が竹島のことであったとしても、（法令に鬱島郡の管轄区域として規定したことは領有意思を示すものの、）韓国は勅令の前後において領土権主張の国際法上の重要な要件である占有の所為を欠くので、この勅令によって同島が韓国の領有に帰したとはいえない。

10 日本による領土編入（1905年）

明治37（1904）年9月島根県在住の一企業家が、内務、外務、農商務の三大臣にあてて「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出した。ここに「りやんこ島」というのは竹島の洋名リアンクール（前記6）が訛ったものである。「願」の要旨は、従来同島は絶海の孤島であったため顧みられなかったが海驢（アシカ）猟の適地である、海驢は、皮は牛皮代用になり、油は鯨油に劣らず、肉骨は製粉して肥料になる、自分は資本を投下して同資源を開発しようと思うが領土所属が定まらないので他日外国の故障に遭遇する等の危険がある、

¹⁷ 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24号、1987.3、pp.97-125。一件書類は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」『公文録』明治10年3月内務省之部1；「日本海内竹島外一島ヲ版図外ト定ム」『太政類典』2編96巻19。アジア歴史資料センターHPで画像の閲覧が可能—JACAR Ref.A07060000300 公文録・明治10年・第25巻・明治10年3月・内務省伺(1)(国立公文書館)；JACAR Ref.A07060000100 太政類典・第2編・明治4年・明治10年・第96巻・地方2・行政区2(国立公文書館)。

¹⁸ 杉原隆「竹島外一島之儀本邦関係無之について」再考—明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に」島根県HP <http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html>

¹⁹ 『官報』第1716号、光武4年10月27日、複製『旧韓国官報 9』7巻下、ソウル：亜細亞文化社、1973、p.1113。

²⁰ 慎鏞廈「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略」『韓國獨立運動史研究』第3輯、1989、pp.43-117。

他方多数の者が開発に参入すれば乱獲により資源が枯渇する、それゆえ領土に編入のうえ自分に10年間貸し下げてほしい、というものであった²¹。

政府は、島根県の意見を聴取したうえ（島根県はさらに隠岐島司の意見を聞き、隠岐島司は鬱陵島を松島とする西洋起源の海図に基づき同島の“通称である竹島”の名前を編入しようとする新島に“転用”して「其名称ハ竹島ヲ適当ト存候」と回答した）、翌明治38（1905）年1月28日、内務大臣の請議により竹島の領土編入を閣議決定した。この閣議決定には「…別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ猟具ヲ備ヘテ海驢猟ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム」とある²²。

閣議決定をうけて内務大臣は島根県知事に告示を訓令し、島根県知事は同年2月22日付け島根県告示第40号をもって、「北緯…ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」と告示した²³。

この閣議決定および島根県告示については、韓国側から、国際法にいわゆる無主地先占の法理によって領土編入したというのが編入当時竹島は韓国領土であって無主地ではなかった、また韓国に通報されなかったから、先占は無効である、との主張がなされている。これに対し日本側は、歴史的に日本の領土であったものを近代国際法上の形式に則り領有意思を確認し公示したもので、閣議決定を経て府県が告示するのは当時の日本の慣行（明治31年の南鳥島の例など）に従った適法な編入措置であった、編入当時もそれ以前も竹島が韓国領土であったことはない、国際法上通告は先占の要件でない、と反論している。なお、この編入が日露戦争当時に行われたことから、民間人の編入願を利用して、その実は望楼の建設や海底電線の中継地などの軍事目的のために編入したのだとする主張もある²⁴。この主張も、竹島が韓国領土であったことを前提とする。

竹島編入後、島根県は、漁業取締規則（県令）を改正して竹島におけるアシカ漁業を許可漁業に指定し、中井氏ら四名にこれを許可した。竹島は官有地であるので貸付手続きがとられ、年々使用料が国庫に納入された。

1.1 鬱島郡守沈興澤の報告書（1906年）

領土編入後、同年すなわち明治38（1905）年8月、松永島根県知事が竹島を視察したのに続き、翌明治39（1906）年3月、神西島根県第三部長が漁業、農事、衛生、測量等の専門家を含む視察団を率いて竹島へ赴いた。神西部長の一行は、竹島踏査後鬱陵島へ立ち寄り、郡守沈興澤に面会して「貴島と我が管轄に係る竹島は接近せり…万事につき懇情を望

²¹ 「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」は、『帝国版図関係雑件』外交史料館所蔵外交記録(1. 4. 1. 7)

²² 閣議決定の文書は、『公文類聚』第29編巻1政綱門行政区。アジア歴史資料センターHPに画像あり—JACAR Ref. A01200222600 公文類聚・第29編・明治38年・第1巻・政綱・帝国議会・行政区・地方自治・雑載(国立公文書館)。

²³ 告示は、島根県のHP <http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima_photo/#a04> に画像がある。また、川上 前掲書；田村清三郎『島根県竹島の新研究(復刻補訂版)』島根県総務部総務課，2010。参照。

²⁴ 参考文献として、金柄烈(韓誠訳)『明治三十八年竹島編入小史』インター出版，2006；内藤正中・金柄烈『史的検証 竹島・独島』岩波書店，2007；宋炳基(朴炳涉訳)『鬱陵島・独島(竹島)歴史研究』新幹社，2009。

む」云々と述べて竹島が日本に編入されたことを告げた。日本側同行者の回想によればこのときの会談で郡守の側から竹島についてとくに意見は述べられなかった²⁵。しかし、郡守は江原道の観察使（知事）に報告書を送り、その中で、「本郡所属独島は本郡の外洋百余里にあるが…日本官人一行が官舎に到来して、独島は今日本領地である、故に視察の途次に来島した、と自ら語った。云々」と述べていた。報告を受けた道は政府に報告し、政府は更に調査するよう道に指令した²⁶。

韓国政府はこうして竹島の日本編入を知ったのであるが、重要なことは沈興澤蔚島郡守がこの時点で竹島を自郡の所属と認識していたことである。しかし、韓国政府は道に更に調査せよと指令するのみで日本政府に対して抗議をした記録はない。（この点につき、国全体が併合されようとしていた折からそれどころではなかったとか、外交権が日本に奪われていて（第二次日韓協約＝保護条約 1905. 11. 17）仮に抗議しようとしたとしてもできなかったであろうといった議論もある。）なお、この沈興澤報告書は、竹島の韓国名「独島」の名称が韓国側の記録に現れた最初である。

1 2 韓国併合（1910年）

明治 43（1910）年 8 月 22 日、韓国併合ニ関スル条約が締結され、同 29 日施行された（同時に勅令「韓国ノ国号ヲ改メ朝鮮ト称スルノ件」公布）。ただし、竹島は、韓国併合により韓国の一部として日本領土となったわけではなく、併合後、行政区域上朝鮮総督府の管轄に移されたこともない。

1 3 第二次世界大戦

1945 年 8 月、日本はポツダム宣言を受諾し連合国に降伏した。ポツダム宣言は、第 8 項で「カイロ宣言の条項は履行せらるべくまた日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」とした。カイロ宣言には、日本国は「暴力及び貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」、三大国（米、英、中）は「朝鮮人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」とあった。ポツダム宣言の日本による受諾、またこれを法的に確定した同年 9 月 2 日の降伏文書締結により朝鮮の独立の方向が確定するとともに、日本の諸小島で日本から分離するもの、日本に残すものを戦勝連合国が決定できることになった。しかし、こと竹島に関しては、元来朝鮮の領土でなく、朝鮮の独立に伴って日本から分離されるべきものでも“暴力及び貪欲により略取した地域”として日本から分離されるべきものでもないから、連合国による日本領域の決定に際しては、日本に残されることが期待された²⁷。

1 4 SCAPIN-677 号／1033 号

1946 年 1 月 29 日付け連合国最高司令官総司令部指令（SCAPIN）677 号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」は、日本政府に対し「日本国外の総ての地域」に対して政治上行政上の権力を行使することを停止するよう指令し、「この指令の目的から日本という場合は次の定義による」として「鬱陵島、竹島、濟州島」を“日本”の範囲から除いた。ただし、この指令が行政権の停止であって領土の処分でないことは総

²⁵ 奥原福市(碧雲)『鬱陵島及竹島』報光社, 1907.

²⁶ 慎鏞廈 前掲論文. 指令は、注 1 の「獨島に対する大韓民国の基本的立場」PDF 版に写真が掲載されている。

²⁷ 以下 13-16 の記述につき、典拠資料を含め、塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集より(資料)」『レファレンス』389 号, 1983.6, pp.51-63; 塚本孝「平和条約と竹島(再論)」『レファレンス』518 号, 1994.3, pp.31-56.参照。

司令部の権限に照らして明らかであり、同指令中にも「この指令中の条項はいずれも、ポツダム宣言の第8項にある諸小島の最終的決定に関する連合側の方針を示すものと解釈してはならない」と断っていた。

同じく占領下の1946年6月22日付けSCAPIN-1033号「日本の漁業及び捕鯨業に許可された区域に関する覚書」には、「日本の船舶及びその乗員は竹島から12哩以内には近づいてはならない。またこの島とは一切接触をもつてはならない」との一項が置かれていた。ただし、この覚書も「日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合側の方針の表明ではない」と断っていた。なお、日本漁船が赴くことのできる水域を画する線は、マッカーサー・ラインと呼ばれた。

【補記】近年竹島問題を研究しネット上で発信する人々により、①総司令部当局者がSCAPIN-677発令直後に日本政府当局者との会談で“同指令による日本の範囲の決定はなんら領土問題とは関連ない、これは他日講和会議で決定されるべき問題だ”と述べていたこと、②朝鮮半島南半の米軍政府もまた1947年8月の報告書で（マッカーサー・ラインの文脈で）“この島の管轄権の終局的処分は平和条約を待つ”としていたことが確認されている²⁸。

15 米・英による平和条約作成

米国国務省においては1947年3月以来、数次にわたり対日平和条約の草案が作成された。このうち1949年11月までの草案では、経度緯度で示された地点を連結する線を日本の周囲に巡らし竹島を当該線の外に置く一方、朝鮮の放棄に関する条項に同島を掲げていた。

1949年11月2日付け草案について意見を求められたW. シーボルト駐日政治顧問代理(GHQ外交局長)は、国務長官あての電報(11月14日付け)および書簡(11月19日付け)で「竹島に対する日本の領土主張は古く正当と思われる」として草案の修正を提言した。この指摘をうけて、翌月すなわち1949年12月29日付けの草案では、「日本の領土は、四主要島…並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島、隠岐列島、…齒舞諸島及び色丹を含む、すべての隣接諸小島からなる」(第3条1項)と規定され、竹島が日本に残す島に加えられた(朝鮮放棄条項からは削除された)。

1950年8月以降、国務長官顧問J. F. ダレスが中心となって従前の草案に比べ簡潔な草案が起草されることとなり、日本に残す島を列挙する方式もとられないことになった。しかし、竹島の日本保持に変更はなかった。英国は、米国とは別に独自の草案を作成していた。1951年4月の英国案は、初期の米国務省案と同様日本の主権が存続する領域を示す線を日本の周囲に巡らし、竹島を当該線の外に置いていた。しかし、1951年5月にワシントンで行われた英米協議の結果、領域の規定方式に関する英国案は撤回された。朝鮮放棄条項は、同年6月の「改訂米英草案」において最終条文の文言すなわち「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び利益を放棄する」(第2条a)に落ち着いた。

16 韓国政府の条約案修正要求と米国による拒否

1951年7月19日、韓国の駐米大使は、対日平和条約草案に対する韓国政府の修正要求を国務長官あて文書にして提出した。その中には、草案第2条a(上記15)を「…朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、ドク島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮

²⁸ ①は、島根県HP「竹島問題への意見」<<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima08/>> 2009年5月分【質問3】、②は、同 2009年12月・2010年1月分【質問4】参照。

の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を1945年8月9日に放棄したことを確認する」と置き換えるよう要望する、との一項があった。

これに対し、米国は、ラスク国務次官補が国務長官に代わり同年8月10日付け文書で回答し、「…合衆国政府は、遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛同することができない。…ドク島または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と述べて、韓国の修正要求を拒否した。

1.7 サンフランシスコ平和条約

連合国の対日平和条約は、最終的に1951年9月8日にサンフランシスコ市で調印され、翌1952年4月28日に発効した。朝鮮放棄条項（第2条a）は、改訂米英草案（前記15）どおり「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び利益を放棄する」との規定になった。韓国においては、平和条約にSCAPIN-677による竹島の分離（前記14）と矛盾する規定がない以上その現実がそのまま確定したとの議論が行われるが、上記15、16の経緯に照らし、その誤りであることは明らかである。逆に、平和条約上、竹島の日本保持が確定したわけである。

II 領土問題の発生

1 李承晩ライン

1952年1月18日、韓国は、大統領宣言（「隣接海洋に対する主権宣言」）をもって朝鮮半島周辺の公海上にいわゆる李承晩ラインを設定した。これは、サンフランシスコ平和条約が発効すれば日本が主権を回復して占領軍の指令として設定されているマッカーサー・ライン（前記I-14）が失効し、日本漁船が韓国近海に出漁するとの危惧から出た措置であった。

（マ・ラインは実際には平和条約の発効に先立ち1952年4月25日に廃止された。）韓国は、この李ライン（韓国では平和線と称する）内に竹島を取り込んだ。日本政府は、同年1月28日公海上の違法な線引きに抗議し、併せて「韓国は竹島として知られる日本海の小島に領土権を主張しているかのように見えるが、日本国政府は、韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」とした。これに対し韓国は2月12日反論し、SCAPIN-677およびマ・ラインが韓国の竹島領有権を裏付け、確認していると主張した。日韓間で竹島の領有権をめぐる応酬が行われたのはこれが最初であった。なお、韓国の2月12日の主張に対しては、4月25日に反論がなされた。

2 日韓間の応酬

1953年に入ると、日韓双方による領土標柱の設置・撤去合戦、領海侵犯に対する抗議が行われ、同年7月には日本の巡視船が竹島に上陸していた韓国人から銃撃を受ける事件も発生した。このような中で7月13日、日本政府は、竹島領有の歴史的および国際法上の根拠を示した見解を韓国政府あてに出した。これに対し韓国は、9月9日付けで、古文獻の于山島（前記I-1）、沈興澤報告書（前記I-11）等具体的な根拠を示して竹島の領有権を主張してきた〈1回目の“見解”往復〉。日本政府は、翌1954年2月10日付けで、これに逐一反駁する文書を添付した口上書を出し、これに対しては、同年9月25日付けで韓国が反論した〈2回目の“見解”往復〉。日本政府は1956年9月20日付けで再反論し、韓国政府は1959年1月7日付けでこれに反論した〈3回目の“見解”往復〉。これに対しては1962年7月13

日付けで日本政府が再々反論した²⁹。

詳細な領有権主張の根拠を説明する文書の往復は以上であるが、このほかにも韓国による灯台の設置や竹島を図案化した切手の発行など個別の事件に対する抗議とそれに対する反論が多数なされた³⁰。

この間 1954 年 9 月 25 日、日本政府は、韓国政府に対し、竹島領有権紛争の国際司法裁判所への付託を提案した³¹。韓国は、同年 10 月 28 日、日本の提案を拒否した。

3 日韓国交正常化

1951 年秋以来断続的に行われていた日韓国交正常化交渉は、1962 年 11 月の大平・金鐘泌会談による請求権問題の合意以降急速に進展し、1965 年 6 月 22 日、基本関係条約および諸協定の調印をみた。竹島問題については「紛争の解決に関する交換公文」が取り交された。同交換公文によれば、「別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図る」ことになっている。日本政府は、この交換公文はまさしく竹島問題のためのものであると説明しているが、韓国側は、同島は自国領土であつて紛争ではなく同交換公文の対象でないと主張している³²。

4 現在の状況

1954 年夏以降、韓国が竹島に武装要員を駐屯させて、占拠している。現在も相当数の要員が交代で常駐している。島上に数個のコンクリート製建築物を構築し、ヘリポートも設けられた。韓国は、学術調査団を派遣して各種の調査をし、精密な測量に基づく地図も作成されている。土を運び、緑化も試みている。その後、1996 年に大規模な埠頭建設が報じられたのに続き、2010 年には海洋調査のための施設の建設が報じられた。

韓国においては、一般に竹島問題に対する関心が高く、修士・博士論文を含め、この問題を扱った著作が数多く出されている。韓国政府は先に竹島領有権紛争の国際司法裁判所への付託を拒否したが（前記Ⅱ-2）、1977 年 10 月にはソウル大学校で、竹島問題に関する著書のある李漢基博士の還暦記念行事として「模擬国際仲裁裁判」が開かれている³³。また、「独島はわが領土」という歌が作られ、独島に住民登録上の住所を移すとか、韓国国会図書館独島分館が設けられたといった話も伝えられる。

日本政府は、定期的に巡視船を派遣して竹島の様子を海上から観察し、その結果をもとに毎年韓国の不法占拠に抗議してきた。現在も新たな展開があるつど抗議を行っている。

竹島に関係する問題として、日韓の漁業問題がある。1998 年 11 月新しい日韓漁業協定が締結されたが（1999.1 発効）、竹島問題もあつて経済水域の境界画定ができていない。

島根県では 2005 年 3 月、議員提案により 2 月 22 日を「竹島の日」とする条例が制定された（1905 年島根県告示 40 号にちなむ。前記Ⅰ-10）。

²⁹ 日韓両国政府の見解応酬は、典拠資料を含め、塚本 前掲注 1 へ。

³⁰ 「竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬」『時の法令別冊—日韓条約と国内法の解説』1966, pp.223-228.

³¹ 外務省情報文化局「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて」『海外調査月報』4 卷 11 号, 1954.11, pp.64-71. 1962 年 3 月の日韓外相会談の際にも、国際司法裁判所付託を提案している。

³² 谷田正躬「紛争の解決」『時の法令別冊—日韓条約と国内法の解説』1966, pp.98-105; 「韓国国会議事録—条約協定をめぐる日韓両国見解の相違点 (4)竹島(独島)と紛争処理についての論議」『中央公論』1965.10, pp.164-168.

³³ 模擬仲裁裁判は、『現代国際法論—箕堂李漢基博士華甲記念論文集』ソウル:博英社,1978, pp.465-494.